

飲食料品及び油脂についての検査方法

制	定	昭和51年11月19日農 林 省告示第1074号
改	正	昭和52年 2月 5日農 林 省告示第 86号
改	正	昭和52年 5月19日農 林 省告示第 514号
改	正	昭和52年12月 5日農 林 省告示第1243号
改	正	昭和53年 6月19日農 林 省告示第 759号
改	正	昭和53年 7月 5日農 林 省告示第 793号
改	正	昭和53年 7月18日農林水産省告示第 52号
改	正	昭和53年 9月 8日農林水産省告示第 218号
改	正	昭和53年10月18日農林水産省告示第 417号
改	正	昭和54年 8月18日農林水産省告示第1181号
改	正	昭和54年10月24日農林水産省告示第1471号
改	正	昭和55年 2月25日農林水産省告示第 208号
改	正	昭和57年 1月 9日農林水産省告示第 14号
改	正	昭和59年 7月16日農林水産省告示第1433号
改	正	昭和60年 7月22日農林水産省告示第1103号
改	正	昭和60年10月 5日農林水産省告示第1484号
改	正	昭和61年 6月 9日農林水産省告示第 912号
改	正	昭和61年11月25日農林水産省告示第1896号
改	正	昭和62年 9月24日農林水産省告示第1280号
改	正	昭和63年 5月18日農林水産省告示第 629号
改	正	昭和63年 5月20日農林水産省告示第 674号
改	正	昭和63年 9月 6日農林水産省告示第1369号
改	正	平成元年 4月20日農林水産省告示第 568号
改	正	平成 2年 6月28日農林水産省告示第 842号
改	正	平成 2年11月29日農林水産省告示第1484号
改	正	平成 3年 8月30日農林水産省告示第1134号
改	正	平成 5年 7月23日農林水産省告示第 849号
改	正	平成 6年 8月 9日農林水産省告示第1134号
改	正	平成 8年 3月26日農林水産省告示第 383号
改	正	平成 8年 3月28日農林水産省告示第 390号
改	正	平成 9年 4月24日農林水産省告示第 603号
改	正	平成 9年 7月 4日農林水産省告示第1099号
改	正	平成11年 6月21日農林水産省告示第 843号
改	正	平成12年 6月 9日農林水産省告示第 822号
改	正	平成14年11月 8日農林水産省告示第1717号
改	正	平成14年11月 8日農林水産省告示第1718号
改	正	平成15年 3月28日農林水産省告示第 561号
改	正	平成16年 4月 6日農林水産省告示第 899号
改	正	平成16年 4月15日農林水産省告示第 935号
改	正	平成16年 7月21日農林水産省告示第1407号
改	正	平成16年 8月11日農林水産省告示第1487号
改	正	平成16年11月12日農林水産省告示第2020号
改	正	平成18年 1月11日農林水産省告示第 25号
改	正	平成18年 2月17日農林水産省告示第 168号
改	正	平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
改	正	平成19年11月28日農林水産省告示第1494号
改	正	平成20年 1月23日農林水産省告示第 93号

改 正 平成21年 4 月 9 日農林水産省告示第 492号
 改 正 平成25年11月12日農林水産省告示第2774号
 改 正 平成25年11月12日農林水産省告示第2780号
 改 正 平成26年 8 月20日農林水産省告示第1115号
 最終改正 平成28年 8 月17日農林水産省告示第1571号

(適用の範囲)

第 1 条 この検査方法は、別表 1 に掲げる飲食料品及び油脂の検査に適用する。

(定義)

第 2 条 この検査方法において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
検 査 荷 口	原料及び製造条件がほぼ同一と認められる検査単位の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。
試 料	検査荷口から抽出される検査単位の 1 以上の集まりをいう。
検 査 単 位	検査のために選ばれる単位体又は単位量をいう（一容器又は一包装の内容量が別表 2 に定める重量若しくは体積を超え、又は当該重量若しくは体積に満たないものにあつては、検査単位の量が別表 2 に定める重量又は体積となるように選ぶものとする。）。
不 良 品	当該試料に係る日本農林規格に定める基準（当該日本農林規格に等級の区分がある場合は、格付けしようとする当該日本農林規格に定める等級の基準。以下同じ。）に適合しない検査単位（当該日本農林規格に定める基準から著しくかけはなれているため格付けの対象とすることが適当でないと認められる検査単位を除く。）をいう。
合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数以下であることをいう。
不 合 格	検査荷口の判定において、検査単位ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行った結果、不良品の個数が合格判定個数を超えることをいう。
並 み 検 査	検査荷口の不良率が平均して AQL（合格品質水準）と同一水準にあると認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
き つ い 検 査	検査荷口の不良率が平均して AQL よりも悪いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
緩 い 検 査	検査荷口の不良率が平均して AQL よりも良いと認められるときに適用するように設計された検査方式をいう。
AQL（合格品質水準）	95%の確率で検査荷口が合格となる場合の最大の不良率をいうものとし、この検査方法においては 6.5 又はこれに近い値とする。

(第1方式検査方法)

第3条 飲食料品又は油脂について日本農林規格による格付を行う場合の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次の一から四まで及び次条に定めるところによる。

一 検査は並み検査から始めるものとする。

二 並み検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表3に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ 並み検査からきつい検査への移行

並み検査により検査を行つた結果、不合格となり、かつ、この検査からさかのぼつた連続5回の検査における不良品の総個数が別表4の右欄に掲げる限界個数以上となつたときは、その検査荷口の製品と品種(等級を含む。)が同一であるもの(以下「同一品種」という。)について、それ以後の検査はきつい検査によるものとする。

ハ 並み検査から緩い検査への移行

並み検査により検査を行つた結果、別表5に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は緩い検査によるものとする。

三 きつい検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表6に定めるところによる。ただし、検査荷口は1日分の製造荷口とする。

ロ きつい検査から並み検査への移行

きつい検査により検査を行つた結果、連続して5回合格したときは、同一品質について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

ハ 検査の中止

きつい検査により検査を行つた結果、累計で5回不合格となつたときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。検査を再開する場合は、きつい検査から行うものとする。

四 緩い検査

イ 抽出の割合及び検査に係る格付の基準

別表7に定めるところによる。ただし、検査荷口は別表8に定める期間を限度とする期間内において製造された荷口とする。

ロ 緩い検査から並み検査への移行

緩い検査により検査を行つた結果、不合格となつたときは、同一品種について、それ以後の検査は並み検査によるものとする。

(第2方式検査方法)

第4条 認定製造業者の工場(以下「認定工場」という。)の製品で、当該品目についての製造業者の認定の技術的基準に規定する大量製造ラインによるものの検査については、次に定めるところによることができる。

一 1日分の製造荷口を検査荷口とし、別表3に定める抽出の割合及び検査に係る格付の基準により検査を行つた結果、別表9に定める条件がすべて満たされたときは、同一品種について、それ以後の検査は二に定めるところによるものとする。

二 3月間に製造された荷口を限度として検査荷口とし、その検査荷口から抽出した2個の試料について検査を行つた結果、不良品がないときはその検査荷口は合格とみなすものとする。

三 二に定めるところにより検査を行つた結果、不良品があつたとき、又は認定工場の品質管理を行う部門が行つた検査の記録等の調査の結果、検査を続行することが適当でない認められるときは、同一品種について、それ以後の検査を中止するものとする。調査後検査を第2方式で再開する場合は、一に定めるところにより開始するものとする。

最終改正の改正文（平成28年 8月17日農林水産省告示第1571号）抄
平成28年 9月16日から施行する。

別表 1（第 1 条関係）

- 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 2 植物性たん白
- 3 削りぶし
- 4 ハンバーガーパティ
- 5 チルドハンバーグステーキ
- 6 醸造酢
- 7 トマト加工品
- 8 食用精製加工油脂
- 9 豆乳類
- 10 マーガリン類
- 11 乾めん類
- 12 農産物漬物
- 13 チルドミートボール
- 14 ジャム類
- 15 ぶどう糖
- 16 ショートニング
- 17 精製ラード
- 18 煮干魚類
- 19 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 20 即席めん
- 21 食料缶詰及び食料瓶詰
- 22 パン粉
- 23 そしゃく配慮食品

別表 2（第 2 条関係）

次表の左欄に掲げる飲食物品及び油脂の一容器又は一包装の容量が同表の中欄に掲げる場合において検査単位とする容量は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	1 k g を超え又は 5 0 0 g 未満のもの	5 0 0 g
植物性たん白（ペースト状植物性たん白を除く。）	1 k g を超え又は 3 0 0 g 未満のもの	3 0 0 g
ペースト状植物性たん白	1 k g を超え又は 8 0 0 g 未満のもの	8 0 0 g
削りぶし	5 0 0 g を超え又は 5 0 g 未満のもの	5 0 g
ハンバーガーパティ	5 k g を超えるもの	1 5 0 g
チルドハンバーグステーキ	8 0 g 未満のもの	8 0 g
醸造酢	5 0 0 m l を超え又は 1 5 0 m l 未満のもの	1 5 0 m l
トマト加工品	5 0 0 g を超え又は 1 9 0 g 未満のもの	1 9 0 g

食用精製加工油脂	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g
豆乳類	500 g を超え又は180 g 未満のもの	180 g
マーガリン類	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g
乾めん類	500 g を超え又は200 g 未満のもの	200 g
農産物漬物（農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類を除く。）	1 k g を超え又は100 g 未満のもの	100 g
農産物酢漬け類及び農産物塩漬け類	1 k g を超え又は50 g 未満のもの	50 g
チルドミートボール	80 g 未満のもの	80 g
ジャム類	2 k g を超え又は100 g 未満のもの	100 g
ぶどう糖	1 k g を超え又は300 g 未満のもの	300 g
ショートニング	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g
精製ラード	1 k g を超え又は900 g 未満のもの	900 g
煮干魚類	500 g を超え又は100 g 未満のもの	100 g
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	500 g を超え又は160 g 未満のもの	160 g
即席めん	190 g 未満のもの	190 g
食料缶詰及び食料瓶詰	50 g 未満のもの	50 g
パン粉	1 k g を超え又は150 g 未満のもの	150 g
そしゃく配慮食品	50 g 未満のもの	50 g

別表3（第3条関係）

並み検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器（内容量が1 k g 又は1 l 未満のものをいう。以下同じ。）の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下（個）	4（個）	1（個）
35,001-240,000	6	1
240,001以上	8	1

2 大型容器（内容量が1 k g 又は1 l 以上であつて、30 k g 又は30 l 未満のものをいう。以下同じ。）の場合

--	--	--

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
1,000以下(個)	2(個)	0(個)
1,001-5,000	3	1
5,001以上	5	1

3 特殊容器(内容量が30kg又は30l以上のものをいう。以下同じ。)の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が30t又は30kl未満の場合	内容量が30t又は30kl以上の場合	内容量が30t又は30kl未満の場合	内容量が30t又は30kl以上の場合
5以下(個)	2(個)	2(個)	0(個)	0(個)
6-10	3	2	1	0
11以上	4	3	1	1

(注) 抽出個数は実容個数を超えないこととする。以下同じ。

別表4(第3条関係)

並み検査からきつい検査への移行が必要となる不良品の限界個数

累計試料数の大きさ	不良品の限界個数
5(個)	3(個)
6-12	4
13-19	5
20-24	6
25-39	7
40-49	8

別表5(第3条関係)

並み検査から緩い検査へ移行するために満たすべき条件

連続した10回の検査において不良品がないこと。

別表6(第3条関係)

きつい検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下(個)	6(個)	1(個)
35,001以上	13	1

2 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数

1,000以下(個)	3(個)	0(個)
1,001-5,000	5	1
5,001以上	8	1

3 特殊容器の場合

検査荷口の 大きさ	抽出個数		合格判定個数	
	内容量が30t 又は30k1未 満の場合	内容量が30t 又は30k1以 上の場合	内容量が30t又は 30k1未満の場合	内容量が30t又は 30k1以上の場合
5以下(個)	3(個)	2(個)	0(個)	0(個)
6-10	4	3	1	1
11以上	5	4	1	1

別表7(第3条関係)

緩い検査のための抽出の割合及び検査に係る格付の基準

1 小型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下(個)	2(個)	1(個)
35,001以上	3	1

2 大型容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
35,000以下(個)	2(個)	0(個)
35,001以上	3	0

3 特殊容器の場合

検査荷口の大きさ	抽出個数	合格判定個数
30以下(個)	2(個)	0(個)
31以上	3	0

別表8(第3条関係)

緩い検査における検査荷口を定める製造の期間

- 1 15日間
- 2 30日間(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びに即席めんの場合に限る。)

別表9(第4条関係)

- 1 連続した10回(異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の場合にあつては15回)の検査において不良品がないこと。
- 2 試料数の累計が100に達するに必要な回数(異性化液糖及

び砂糖混合異性化液糖の場合を除く。) 。